

篠山市入札監視委員会議事録概要書
(平成 26 年度 第 1 回)

開催日	平成 26 年 7 月 28 日 (月)	
開催場所	篠山市役所本庁舎 401 会議室	
出席委員	委員長 東 泰弘 委員 松本 幸一 山内 猛史	
審議対象期間	平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日	
抽出案件	総件数 8 件	(備考)
一般競争入札	2 件	・管財契約課 一般競争入札 1 件 指名競争入札 3 件
指名競争入札	3 件	随意契約 3 件
随意契約	3 件	・上水道課 一般競争入札 1 件
委員からの意見・質問	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指名停止が施工中の工事に与える影響について 2. 特別建設共同企業体を対象となる入札の基準について 3. 落札率が下がっている案件について 4. 制限付一般競争入札及び指名競争入札の適用基準について 5. 業者のランク外の入札について 6. 合丁場による影響について 7. 緊急の随意契約案件について 	
委員からの意見・質問に対する回答	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指名停止前に契約した工事は継続して施工し、問題なく完了している。 2. 基準は特に定めていないが、設計金額が高額で市内業者のみでは不可と判断し、市内業者の育成を目的として設定している。 3. 変動型最低制限価格を採用し、入札件数が少なかった案件で、最低制限価格が通常より低額になった。応札額については企業努力と考えており技術力も含めて問題ないと考えている。また、変動型最低制限価格の案件、設備の案件では落札率が低くなる傾向があるが、問題なく完了している。 4. 予定価格が 250 万円以上の案件については、篠山市制限付一般競争入札実施要領 (以下「実施要領」という。) に基づき執行しているが、案件により、施工業者の実績 	

	<p>や高度な施工技術を求める必要がある。</p> <p>この場合において、入札参加資格者の実績や技術力を予め調査し、実施要領第 3 条ただし書きに基づき施工能力が確保される業者を指名し入札執行することがある。</p> <p>5. 業者選定基準に基づき、予定価格と経営事項審査評点により応札可能な案件を定めておりランク外の入札は原則として行っていない。</p> <p>6. 抽出案件については、3 社による合丁場となる可能性があったので既に施工中の業者と随意契約を締結している。当該地域は通学路等でもあり、合丁場による工事車両の複数乗り入れは好ましくなく、また、ため池堤体工でもあり漏水防止を考慮する必要があった。</p> <p>7. 災害等の緊急時は主に地元業者から見積もりを徴収している。地元で 2 社以上ある時等可能な限り複数業者から見積もりを徴収するようにしている。基本的には随意契約の際も設計を行っていることから高額な契約になるということはないと考えている。</p>
<p>委員会による意見具申 又は勧告の内容</p>	<p>抽出案件については、すべて適切に執行されている。</p>